

令和4年度 創業サポート事業 Q&A

★「事業概要」及び「Q&A」に記載のないものについては、苫小牧市産業経済部商業振興課へお問い合わせください。

【補助対象者（全体）について】

Q1 - 1 年齢や性別の制限はありますか。

A1 - 1 性別の制限はありませんが、未成年による申請については対象外とさせていただきます。

Q1 - 2 補助の対象者の創業者とは。

A1 - 2 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに市内で創業する方が対象となります。また、補助事業期間完了日までに個人開業又は、会社の設立を行い、その代表となる方が対象となります。

Q1 - 3 過去に事業を営んだことがあっても、補助対象者に該当しますか。

A1 - 3 過去に事業を営んだことがある方でも、過去5年間、経営者（個人事業主、法人の代表等）となっていなければ対象となります。（課税証明等にて確認します）

Q1 - 4 既に関業していますが、今回の補助対象者に該当しますか。

A1 - 4 令和4年4月1日以降の開業であれば、対象となりますが、創業セミナーの受講完了が必要です。

Q1 - 5 個人事業主が法人となる場合（法人成り）は、創業に当たりますか

A1 - 5 事業の継続とみなすので、対象外です。

Q1 - 6 苫小牧商工会議所の会員ではないが、補助対象者とならないか。
また、なぜ会員にならなければいけないのか。

A1 - 6 新たに会員になる場合でも補助対象者となります。

また、会員になることによって継続的な経営支援を受けることができます。

Q1-7 補助金の交付を受けないと苫小牧商工会議所の会費初年度無料特典は受けられないのか。

A1-7 創業セミナーの修了証交付を受けた方が、苫小牧商工会議所の会費初年度無料となります。補助金の交付有無は基準ではありません。

【補助金について】

Q2-1 国や北海道の補助金（補助対象経費のうち補助金が交付され充当される部分以外）、や苫小牧市空き店舗活用事業補助金の併用できますか。

A2-1 本補助事業については併用できます。ただし、重複する補助対象経費については対象外となります。

Q2-2 創業セミナーに参加する前に開業をしましたが、その後セミナーに参加することにより、補助金の申請をすることができますか。

A2-2 申請可能です。ただし、開業日は令和4年4月1日以降に限ります。

Q2-3 令和4年度以前の商工会議所主催の創業セミナーを受講しましたが、今年度のセミナーを受講していなくても申請をすることができますか。

A2-3 令和4年度の創業セミナーの受講が必要となります。

Q2-4 今年度、別の団体が主催した創業セミナーを受講しました。補助金の申請はできますか。

A2-4 別の団体のセミナーの受講は対象外とします。

Q2-5 申請すれば必ず補助金を受けることができるのですか。

A2-5 創業計画書等の必要書類を苫小牧商工会議所に提出し、事業の実現性や資金計画等の審査を行います。計画的に不十分であれば、再度創業計画の策定が必要となりますので、お早めにご相談下さい。また、補助金は予算の範囲内としておりますので、予算の枠を超える申請があった場合は補助額の減額がある場合がございます。

Q2-6 創業計画や資金繰り計画などの事務処理を従業員や代理業者に依頼してもいいですか。

A2-6 経営者自らの考えによって創業計画や資金繰りが組み立てられるもので、代理等による作成は認められません。

Q2-7 補助金交付申請時の必要書類に「市税の完納を証する公的書類」とありますが、前年所得が無いため課税が無く、書類を発行することができません。この場合どうすればいいですか。

A2-7 その場合、課税証明書をご提出いただき、前年の所得の有無を確認させていただきます。

Q2-8 事業継続報告書（様式第20号）の4.売上・利益等に計上する期間はどの程度が望ましいか。

A2-8 1ヶ月程度が望ましい。

Q2-9 補助事業の中止と廃止の違いはなにか。

A2-9 中止は一時的に補助事業を中断することを指し、廃止は補助事業自体を取りやめることを指す。

【創業について】

Q3-1 現在、A業の株式会社の取締役をしていますが、今度B業の株式会社を設立し、創業したいと考えています。創業に該当いたしますか。

A3-1 現状が、代表取締役でなければ、経営者と見なしませんので該当します。

Q3-2 事業概要・交付要綱では令和4年4月～令和5年3月の創業が要件となっていますが、創業の確認はどのようにして行うのですか。

A3-2 個人事業の場合は税務署への開業届、法人の場合は設立登記により確認します。創業日はそれぞれ開業届、法人の場合は設立登記により確認します。創業日は開業届に記載された開業日、または登記上の設立年月日となります。

Q3-3 法人にて創業を考えていますが、代表である私の出資割合などは要件がありますか。

A3-3 雇われ社長としての創業は対象外となりますので、法人を設立する場合は、代表者（補助対象者）自身が50%を超える出資が必要となります。

Q3-4 現在、1日8時間労働のサラリーマンですが、会社の許可を得て勤務しながら副業として創業したいと思っております。この場合も補助対象となりますか。

A3-4 主たる収入、従事割合のウエイトが判断基準になります。詳しくはお問い合わせください。

Q3-5 創業セミナーを受講しましたが、事業計画書がなかなか作成できません。アドバイスをいただける場所がありますか。

A3-5 常時、苫小牧商工会議所の経営指導員が相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

Q3-6 創業のために資金を貯めていますが、資金不足が見込まれます。不足する資金の調達に活用できる融資制度などがありますか。

A3-6 日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規創業関連融資、各金融機関の融資などでの不足分の調達方法があります。それぞれ要件等がありますので、苫小牧商工会議所へお問い合わせください。

Q3-7 補助金の交付決定となりましたが、事業を進めていくうちに、申請内容と実態が変わってきました。その場合、申請通りに使えない経費はどうなりますか。補助を受けられなくなりますか。

A3-7 事業を進めていくうちに、内容や経費で軌道修正があるのは仕方のないことです。大幅な変更により補助対象外となる場合もありますが、軽微な経費の科目移動は対応可能です。早めに市商業振興課にご相談ください。

Q3-8 個人事業を営んでいますが、新たに法人を設立する場合は対象となりますか。

A3-8 基本的に「既に事業を営んでいた者」となりますので対象外です。従来の個人事業として営んでいた事業の拡大、継続のために法人化する場合は対象とはなりません。例え、定款により新たに他の事業を別に行うものも対象外となります。

Q3-9 NPO法人を立ち上げようと思っています。対象となりますか。

A3-9 会社や個人事業主と同様に、雇用の創出及び地域の活性化につながるNPO法人については対象となります。

Q3 -10 フランチャイズチェーン店を経営しようと考えていますが、補助対象になりますか。

A3-10 対象になります。

Q3 -11 不動産事業の創業は対象になりますか。

A3-11 個人で行う不動産事業は税法上不動産所得にあたり、事業所得とならないため対象外となります。なお、法人で行う不動産事業は、事業所得となるため対象となります。

【補助対象経費について】

Q4 -1 補助対象となる事業経費の支払方法、支払期間について教えてください。

A4-1 対象期間（令和5年3月31日）内の、現金での支払い、相手先口座への振込、口座振替による経費が対象となります。請求書、領収書（レシート）等のコピーの提出が必要です。上記期間内に買掛等が発生した場合でも、支払いが期間以降であれば対象外です。

【想定される経費の支出証明書類】

- ・領収書 ・レシート ・振込依頼書（控） ・振込明細書
- ・クレジット引き落とし明細 ・通帳の写し 等

Q4 -2 創業する私自身（または家族名義）が所有する家屋等に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を助成対象とすることはできますか。

A4-2 事業に必要と認める場合には対象となりますが、1件あたりの補助上限が15万円となります。（第三者から賃貸する店舗等の内・外装、看板設置については、Q4-4を参照）

Q4 -3 店舗等の設備は対象となりますか。

A4-3 店舗、事務所等の内装・外装、看板等、移転ができないものについては対象となります。

Q4 -4 令和4年4月1日以前の契約又は発注による経費は対象となりますか。

A4-4 固定電話や店舗、事務所等の事前の契約を行う必要があり、令和4年4月1日以降に支出した経費は対象となります。

Q4-5 補助金の対象経費の購入先に制限等がありますか。

A4-5 原則、制限はありませんが、交付する補助金は苫小牧市の補助によるものであります。現在、苫小牧市では中小企業振興条例を制定しておりますので、極力、市内企業への発注をお願いします。

Q4-6 事業開始後は、何らかの報告義務がありますか。

A4-6 補助金交付金額確定から1年経過後、事業の継続報告として個人事業主は確定申告書と直近3ヶ月の試算表、法人は決算報告書を苫小牧商工会議所へ提出しなければなりません。開業後1年以内に、事業の継続が困難になった場合は必ずご連絡ください。

Q4-7 本補助金は税務上、申告の義務がありますか。

A4-7 補助金を振込まれた事業年度において、申告をしなければなりません。（個人事業：雑収入、法人：営業外収益）

Q4-8 創業しようと思っている事業を行うには、免許が必要になります。免許取得費用は対象経費となりますか。

A4-8 対象経費となります。ただし、取得する免許の必要性が認められる場合に限るため、詳細はお問い合わせください。